

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業補助金交付申出書

年度上水道配水管布設事業補助金の交付を受けたいので、上水道配水管布設事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申出します。

申出者 (代表申出者) 氏 名			
住 所			
電 話 番 号	- -		
電子メール	@		
事 業 年 度	年度	申 出 戸 数	戸
補助対象経費	円		
※ 補助対象経費は、申請者等が水道局へ支払った配水管布設工事の負担額			
交付申出額	円		
※ 交付申出額は、補助対象経費の 3 分の 1 の額 (千円未満の額は切り捨て) 又は利用世帯 1 戸につき 20 万円を乗じて得た額のいずれか低い額			

添付書類

- 1 配水管布設工事に関し県要綱又は市要綱の定めるところにより締結された協定書の写し
- 2 協定に基づき水道局に負担金を支払ったことを証する書類
- 3 布設箇所図面
- 4 補助対象者の名簿及び負担金内訳 (様式第 2 号) *

(注) 世帯 1 戸のみでの申出の場合、*の書類は不要です。

様式第2号

補助対象者の名簿及び負担金内訳

番号	氏名	住所	補助対象経費 負担内訳
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円

様

上水道配水管布設事業補助金交付回答書

年 月 日付け申出のあった上水道配水管布設事業補助金について、下記のとおり交付する予定ですので、上水道配水管布設事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 交付予定額

円

2 交付条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長に報告すること。
- (2) 配水管布設事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに市長に報告すること。
- (3) 補助対象者もしくは補助対象経費が変更となる場合には、速やかに市長に報告すること。
- (4) 配水管布設工事完了後速やかに、上水道配水管布設事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出すること。
- (5) 千葉市補助金等交付規則及び上水道配水管布設事業補助金交付要綱を遵守すること。

様

上水道配水管布設事業補助金不交付回答書

年 月 日付け申出のあった上水道配水管布設事業補助金について、下記の理由により交付しないので、上水道配水管布設事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

不交付回答の理由

様式第4号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業変更（中止・廃止）届

年 月 日付け 第 号により通知のあった配水管布設事業を次のとおり変更（中止・廃止）したので、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

申出者（代表申出者） 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	— —
メールアドレス	@
配水管布設事業変更の内容	
変 更 前	
変 更 後	
変更（中止・廃止）の理由	

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業補助金 交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号により通知のあった配水管布設事業について、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により 年度上水道配水管布設事業補助金の交付を申請するとともに、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、事業実績を次のとおり報告します。

申請者 (代表申請者) 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	— —
メールアドレス	@
1 配水管布設事業実施期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
2 補助対象経費	協定に基づき水道局へ支払った額 (①) 円
	水道局からの還付金 (②) 円
	水道局への追加支払額 (③) 円
	精算後の負担額 (①－②＋③) 円
3 交付申請額	円
※ 交付申出額は、精算後の負担額の3分の1の額 (千円未満の額は切り捨て) 又は利用世帯1戸につき20万円を乗じて得た額のいずれか低い額	

添付書類

- 1 協定に基づき水道局に支払った負担金の精算を行ったことを証する書類の写し
- 2 配水管布設工事が完了したことを証する写真 (着工前・工期中・完了後各1枚以上)
- 3 配水管布設工事完了時の補助対象者の名簿及び負担金内訳 (様式第2号) *
- 4 代表申請者以外の補助対象者による、代表申請者の権限に関する委任状*

(注) 世帯1戸のみでの申出の場合、*の書類は不要です。

様

上水道配水管布設事業補助金 交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付け交付申請及び実績報告のあった上水道配水管布設事業補助金について、次のとおり交付することを決定し、交付金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の確定額 円

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

上水道配水管布設事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった上水道配水管布設事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

不交付決定の理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉市指令 第 号上水道配水管布設事業補助金
交付決定通知書兼補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補
助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求者(代表請求者) 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	— —
メールアドレス	@
補助金交付請求額	円

添付書類

- 1 上水道配水管布設事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第6号 その1)の写し